

家で過ごす時間が増えて、ご家庭でも毎日の献立に苦勞しているかもしれません。また、飲食店の皆様にも厳しい状況が続いています。

区も“テイクアウト”や“デリバリー”サービスのご紹介などで、ご家庭と飲食店を応援していきます。



おうちDEごはん

【注目のテイクアウト・デリバリー】

この機会に、あのお店の味をご家庭で！

区内では感染対策を整え、店内営業を始めるお店も増えてきました。新しい生活様式も意識しながら、区内でがんばる飲食店の皆さんを、是非みんなで応援していきましょう。

区内のお店を応援しましょう

こんなときだからこそ、ぜひ便利にご活用いただき、「おうち」での団らんをより楽しんでみてはいかがでしょうか。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐための対策により区内の飲食店などの業況への影響が広がっています。ここで紹介しているのは、そうした中で区内のテイクアウト・デリバリー実施店舗を掲載している区が応援する社会貢献活動のサイトです。この機会に行ってみたかった「あのお店の味」をご家庭で。

区内テイクアウト(持ち帰り)デリバリー(出前)実施店舗

店舗情報掲載サイト

■ちよママ-都会の子育て応援プロジェクト

<https://www.chiyomama.com/take-out>

都会の子育てを楽しむためのプロジェクトであるちよママ。テイクアウトやデリバリーを行っている区内の飲食店などの紹介ページを設け、区内飲食店の応援をしています。



■あるまっぷ

<https://armap.tokyo/category/ouenproject>

あるまっぷでは、「飲食店応援プロジェクト」を立ち上げ、テイクアウトやデリバリーを行っている区内の飲食店などの紹介を行い、区内飲食店の応援をしています。



■千代田観光まちづくり実行委員会

<http://www.chiyoda-event.com/kanmachi>

「千代田さくら2020ガイドMAP」に掲載されているテイクアウト・デリバリーを行っているお店を紹介しています。



※区役所および各出張所では、掲載情報のリストをお渡ししています。窓口へお問い合わせください

※店舗情報の掲載をご希望の際は、各サイトへお問い合わせください



飲食店の皆さまへ

飲食店の訪問サポートを開始

サイトに登録したいけど、パソコンの操作が不安、経営について相談したい、融資や補助金などの制度を知りたい。そんなご要望を中小企業診断士が各飲食店へ訪問し、サポートします。

問合せ 商工観光課観光・地方連携係 ☎5211-3650

Contents ー今号の主な内容ー

2～3 東京都知事選挙

4～5 財政状況をお知らせします

8 夏間近 熱中症にご注意



7月5日(日)は東京都知事選挙の投票日です。
投票時間は7時～20時です。明日の都政を託す人を選ぶ選挙です。大切な1票を無駄にせず、必ず投票しましょう。
また、投票所では、新型コロナウイルス感染症予防のため、記載台のアルコール消毒や事務従事者のマスク着用などさまざまな対策を行います。投票する方にも、マスクの着用や咳エチケットの実施などにご協力をお願いします。

転入・転出・転居した方

- 3月18日以降に転入した方
3月18日以降に、都内の区市町村から千代田区に転入届出をし、引き続き居住している方は、前住所地の選挙人名簿に登録されている場合、前住所地で投票することができます。選挙用住民票(無料)をお持ちください。
該当する方は、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。
- 2月18日以降に都内の区市町村へ転出した方およびこれから転出予定の方
千代田区の選挙人名簿に登録されている方で、2月18日以降に千代田区から都内の他区市町村へ転出し、かつ新住所地の選挙人名簿に登録されていない方は、千代田区で投票することができます。また、投票日までに都内の他区市町村へ転出予定の方は、千代田区の選挙人名簿に登録されていれば、千代田区で投票ができます。
いずれの場合も、選挙用住民票(無料)をお持ちください。
- 都外へ転出した方
投票することができません。
- 6月10日以降に区内転居した方
転居前の投票所での投票になります。



投票所入場整理券を忘れずに

入場整理券は6月17日(水)に、有権者個人ごとに郵送します。投票をするときは投票所入場整理券をお持ちください。なお、入場整理券を紛失したり、忘れたりした場合でも、選挙人名簿に登録されていれば、投票できますので、投票所の相談係に申し出てください。
また、投票日当日は、指定された投票所以外では投票できません。投票所入場整理券でご自分の投票所を確認してください。

期日前投票の積極的な利用をお願いします

■期日前投票
新型コロナウイルス感染症予防の観点から、投票日当日、投票所に人が集中することを避けるために、期日前投票の積極的な利用をお願いします。
期日前投票をするときは、入場整理券の投票用紙請求書(宣誓書)部分を記入のうえ、期日前投票所(下表)へお持ちいただき、受け付け後、投票してください。(忘れた場合は投票所の係員へ申し出て下さい)

会場	期日前投票期間
千代田区役所 4階選挙管理委員会室 (九段南1-2-1)	6月19日(金)～7月4日(土) 8時30分～20時 ※7月3日(金)・4日(土)は区民ホール(区役所1階)
麹町区民館洋室C(麹町2-8)	6月28日(日)～7月4日(土) 8時30分～20時
和泉橋区民館2階洋室A (神田佐久間町1-11-7)	

投票所は区内16か所

投票日当日は、指定された投票所以外では投票できません（下表）。投票所入場整理券で自分の投票所を確認し、投票所にお出かけください。

▼投票所一覧表

投票区	投票所名	所在地	管轄区域
1	麴町中学校	平河町2-5-1	永田町1・2丁目、平河町1・2丁目、隼町、霞が関1～3丁目
2	麴町区民館	麴町2-8	麴町1～4丁目、紀尾井町(1～5番)、一番町、二番町
3	番町小学校	六番町8	麴町5・6丁目、紀尾井町(6・7番)、五番町、六番町
4	九段小学校	三番町16	三番町、四番町、九段南2～4丁目、九段北2～4丁目
5	富士見区民館	富士見1-6-7	飯田橋1～4丁目、富士見1・2丁目、九段北1丁目8～10・12(8～19号)・15番
6	千代田区役所	九段南1-2-1	大手町1・2丁目、丸の内1～3丁目、有楽町1・2丁目、内幸町1・2丁目、日比谷公園、皇居外苑、千代田、九段南1丁目、九段北1丁目1～7・11・12(1～7・20～30号)・13・14番、・北の丸公園、一ツ橋1丁目
7	神保町区民館(神保町ひまわり館)	神田神保町2-40	神田三崎町1～3丁目、西神田1～3丁目、神田神保町2丁目(偶数番地)、神田神保町3丁目
8	神田一橋中学校(★)	一ツ橋2-6-14	神田駿河台1・2丁目、神田猿樂町1・2丁目、神田神保町1丁目、神田神保町2丁目(奇数番地)、一ツ橋2丁目、神田小川町3丁目8・10・12・14・16・18・20・22
9	ちよだプラットフォームスクウェア	神田錦町3-21	神田駿河台3・4丁目、神田小川町1・2丁目、神田小川町3丁目1～7・9・11・24・26・28、神田錦町1～3丁目
10	神田保育園	神田淡路町2-109	神田須田町1丁目、神田淡路町1・2丁目
11	千代田小学校(神田さくら館)	神田司町2-16	神田鍛冶町3丁目、神田多町2丁目、神田司町2丁目、神田美土代町、内神田1～3丁目
12	旧今川中学校	鍛冶町2-4-2	鍛冶町1・2丁目、神田紺屋町、神田富山町、神田北乗物町、神田西福田町、神田美倉町、神田東紺屋町
13	区営東松下町住宅	神田東松下町22-1	神田須田町2丁目、神田岩本町、神田東松下定
14	岩本町ほほえみプラザ	岩本町2-15-3	東神田1・2丁目、岩本町1～3丁目
15	和泉小学校	神田和泉町1	神田平河町、神田和泉町、神田松永町、神田練堀町、神田花岡町、神田相生町、神田佐久間町1～4丁目、神田佐久間河岸、東神田3丁目
16	昌平小学校(昌平童夢館)	外神田3-4-7	外神田1～6丁目

不在者投票

■指定病院等での不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームに入院・入所していて、投票日当日に投票所に行けない方は、その病院や老人ホームで不在者投票ができます。

▼指定病院等一覧

病院名	所在地
杏雲堂病院	神田駿河台1-8
九段坂病院	九段南1-6-12
三楽病院	神田駿河台2-5
東京通信病院	富士見2-14-23
日本大学病院	神田駿河台1-6
浜田病院	神田駿河台2-5
三井記念病院	神田和泉町1
明和病院	神田須田町1-18

指定老人ホーム	所在地
一番町特別養護老人ホーム	一番町12 いきいきプラザ一番町内
小規模特別養護老人ホーム ジロール 麴町	麴町2-14-3
特別養護老人ホーム かねだ連雀	神田淡路町2-8-1

■他の区市町村の選挙管理委員会での不在者投票

投票日当日に、出張や旅行などで千代田区外に滞在されている方は、滞在先の選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。事前に千代田区選挙管理委員会へお問い合わせください。

★投票所の一部変更

第8投票区の投票所がお茶の水小学校から神田一橋中学校（一ツ橋2-6-14）に変更になります。

■郵便などによる不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険者証をお持ちで、障害や要介護度の程度が定められた等級（下表）に該当する方は、郵便などで不在者投票ができます。この制度を利用する場合は、事前に選挙管理委員会に申請をして、郵便等投票証明書の交付を受ける必要があります。また、郵便等投票証明書の交付には日数を要する場合がありますので、早めに選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

▼郵便などにより不在者投票ができる方

	区分	対象となる方
身体障害者手帳をお持ちの方	両下肢、体幹、移動機能の障害	1級、2級
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級、3級
	免疫、肝臓の障害	1級、2級、3級
戦傷病者手帳をお持ちの方	両下肢、体幹の障害	特別項症、第1項症、第2項症
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	特別項症、第1項症、第2項症、第3項症
介護保険の被保険者証をお持ちの方	「要介護5」である者として記載されている方	

▶▶▶ 選挙公報

立候補者の氏名、経歴、政見などを掲載した選挙公報は、東京都選挙管理委員会から納品され次第、速やかに選挙人名簿に登録されている有権者の各世帯に郵送します。

※選挙公報は出張所などの区の施設にも置いてありますので、ご利用ください。

▶▶▶ 投・開票速報

開票は即日開票で、20時50分から、区役所4階会議室で行います。

投・開票の速報は区ホームページでお知らせします。

投票は投票開始から1時間ごとの投票者数を、開票は21時30分から30分ごとの候補者別得票数を随時更新する予定です。

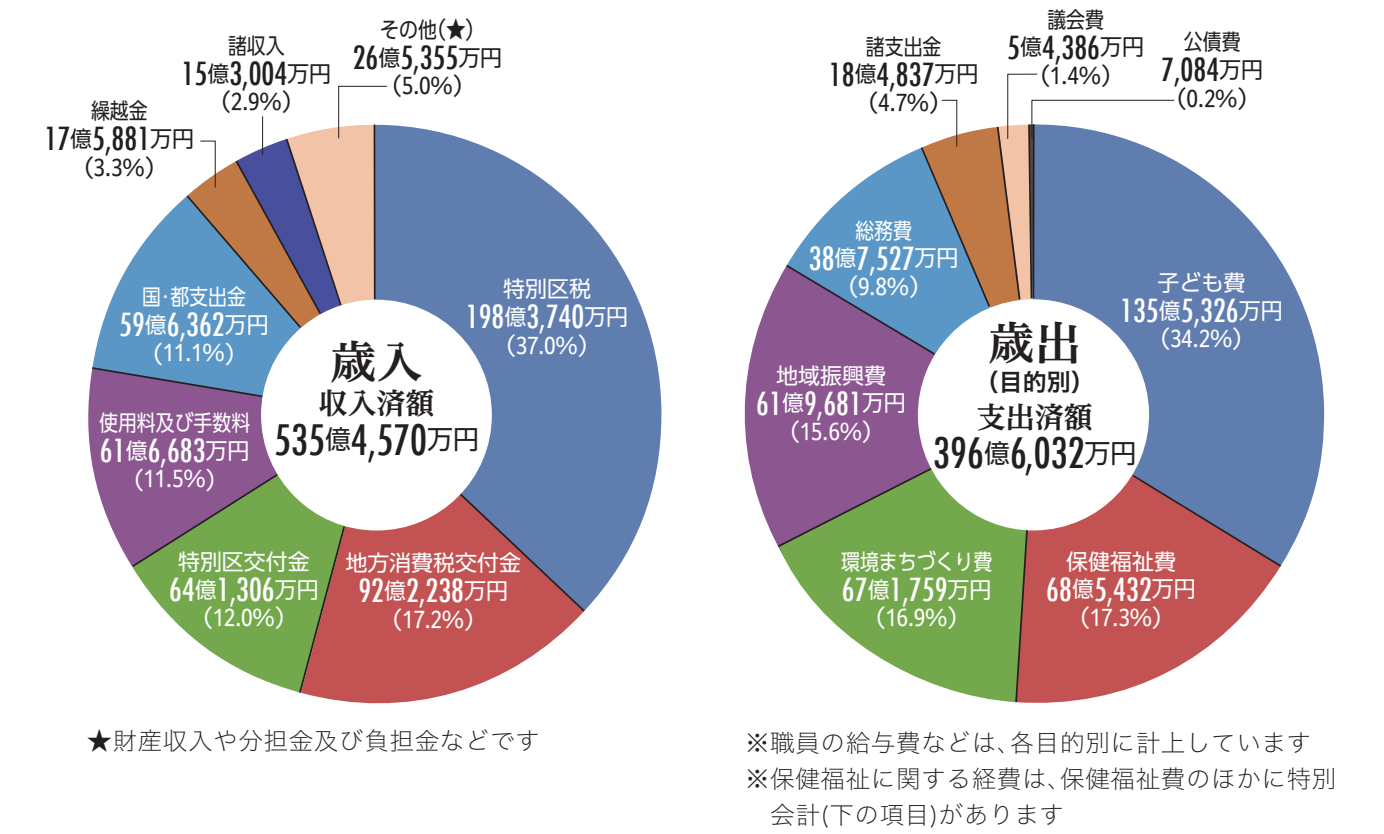
[一般会計予算の執行状況]

一般会計とは 地方公共団体の基本的な行政サービスに要する収支を経理するもので、区にとって根幹となる会計です。

令和元年度の一般会計予算は、当初予算 604 億 8,193 万円、補正予算 69 億 3,945 万円、平成 30 年度からの繰り越し 5 億 1,296 万円となり、予算総額は 679 億 3,435 万円となります。

歳入と歳出の執行状況（令和2年3月31日現在）は、歳入では収入済額が 535 億 4,570 万円（予算総額の 78.8%）、歳出では支出済額が 396 億 6,032 万円（予算総額の 58.4%）です。

※収入・支出済額は、令和2年3月31日現在のもので、出納整理期間(4月1日～5月31日)の額は含まれていないため、最終的な決算額とは異なります

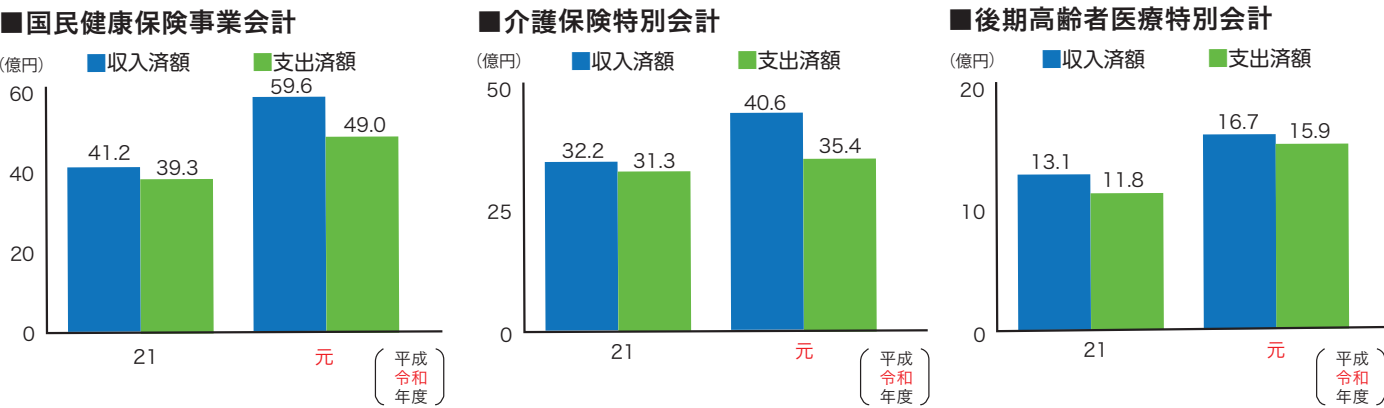


[特別会計予算の執行状況]

特別会計とは 特定の事業や資金などについて、その収支を明確にするために一般会計と分けて経理するための会計です。区は、下表の3つの特別会計を設置しています。

医療の高度化や急速な高齢化などの影響に伴い、医療費や介護給付費などの保険給付費が増加しています。区は、これらの適正化や健康寿命の延伸に向けて、保健事業の実施や介護予防の充実などに取り組んでいます。

※収入・支出済額は、平成 21 年度は決算額、令和元年度は令和 2 年 3 月 31 日現在のものです



[区民負担]

令和 2 年 3 月 31 日現在の令和元年度特別区民税額(区がその年に収入すべき金額)は約 178 億円、人口は 66,467 人、世帯数は 37,449 世帯です。

区民 1 人当たり、1 世帯当たりの特別区民税の負担額の推移は、下のグラフのとおりです。

■区民負担の推移

項目	30 年前 (万円)	令和元年度 (万円)
1 人当たりの負担額	24.8	26.7
1 世帯当たりの負担額	43.9	47.4

※特別区民税額は、各年度 3 月 31 日現在の現年課税現年度分調定額です
※人口および世帯数は、各年度 3 月 31 日現在のもので、外国人を含みます

[区の財産]

公有財産の状況は、次のとおりです。土地は、千代田会館貸付用地都計画道路収用予定地の売却などにより 28.26㎡の減、建物は旧飯田橋保育園の解体などにより 4,888.52㎡の減、有価証券等は(一社)千代田区観光協会への出捐により 919 万円の増となっています。

	土地	建物	有価証券等 (株券・出資資金等)
令和 2 年 3 月末の現在高	232,347.54㎡	369,362.53㎡	62 億 8,421 万円
平成 31 年 3 月末の現在高	232,375.80㎡	374,251.05㎡	62 億 7,502 万円
差引増減	△ 28.26㎡	△ 4,888.52㎡	919 万円

※工作物は除きます

金額や構成比はいずれも表示単位未満で四捨五入しているため、合算した数値と合計が異なる場合があります。

区は、区民の皆さんの納めた税金がどのように使われているか、また、区の財政がどのような状況にあるかをお知らせするために、毎年2回(6月・12月)財政状況を公表しています。今回は、「令和元年度予算の執行状況(令和2年3月31日現在)」などをお知らせします。

これからも区民の皆さんの目線に立った行政サービスの提供に努め、区民満足度の高い区政を推進していきます。

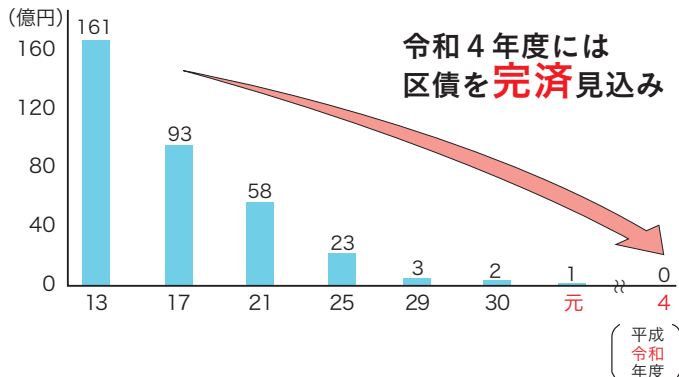
区債

区債とは 家計で例えると「借金」です。公共施設の整備資金の一部を借り入れるためなどに発行する債券です。

区は平成 12 年度以降、21 年連続で新たな区債を発行せず、次世代に負担を残さない財政運営に努めています。平成 13 年度末に 161 億円あった区債残高は、令和元年度末で 1 億円と大幅に減少しており、令和 4 年度には完済できる見込みです。

また、令和元年度末の区民 1 人当たりの区債残高も 0.2 万円と、平成 13 年度末の 39 万円と比べ大幅に減少しています。

■区債の年度末残高の推移



■区民・国民 1 人当たりの区債・国債残高

区民 1 人当たりの区債残高	平成 13 年度 39 万円	大幅減	令和元年度 0.2 万円
国民 1 人当たりの国債残高(参考)	308 万円	約 3 倍	880 万円

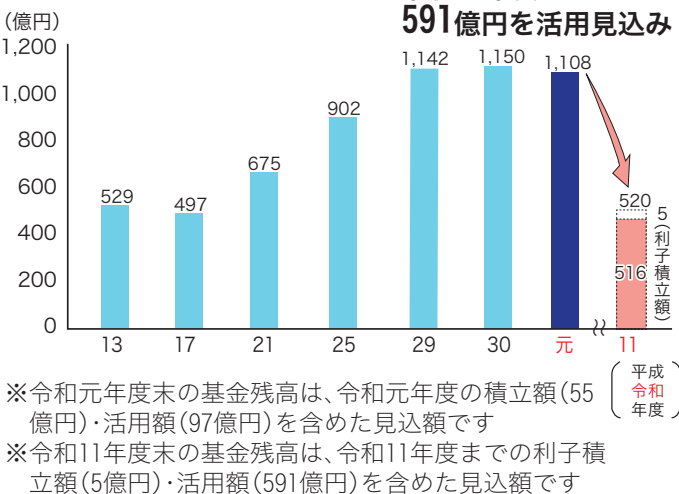
基金

基金とは 家計で例えると「貯金」です。将来の多額の出費や大規模災害などに備え、あらかじめ用意しておくお金です。

区はこれまで、不断の内部努力により計画的に基金を積み立ててきました。これにより、令和元年度末の基金残高は平成 13 年度末の約 2 倍となる 1,108 億円となる見込みです。

基金は今後 10 年間で子育て支援や高齢者施策、施設整備などに 591 億円活用する見込みです。

■基金の年度末残高の推移

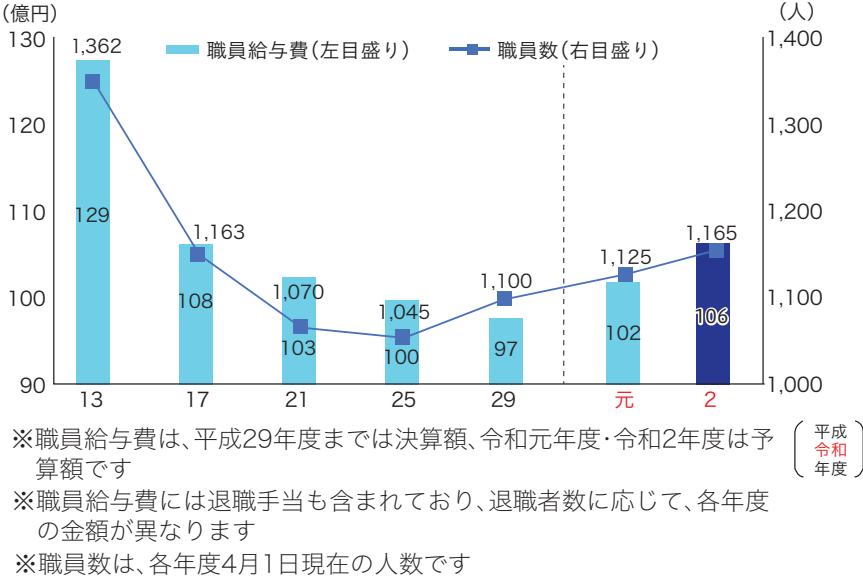


※令和元年度末の基金残高は、令和元年度の積立額(55 億円)・活用額(97 億円)を含めた見込額です
※令和 11 年度末の基金残高は、令和 11 年度までの利子積立額(5 億円)・活用額(591 億円)を含めた見込額です

職員数と職員給与費の推移

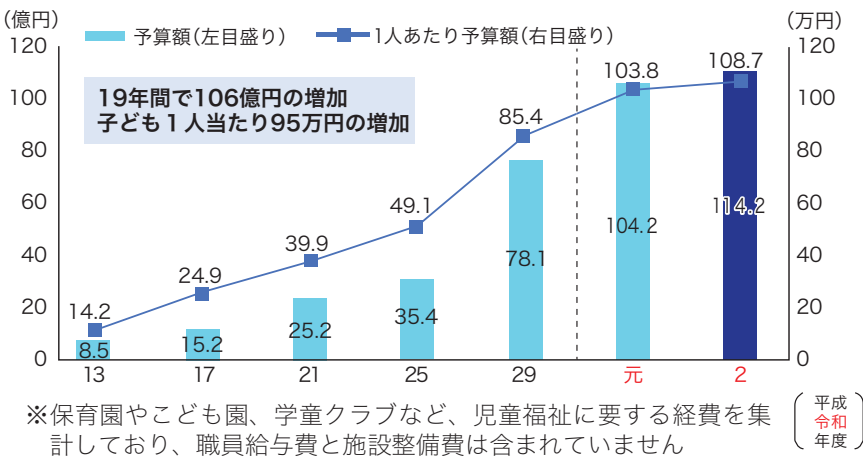
平成 13 年度の職員数は 1,362 人でしたが、令和 2 年度は 1,165 人となっており、職員給与費も令和 2 年度は平成 13 年度比で 23 億円削減し、106 億円となっています。近年は、人口の増加など社会構造の変化に伴い行政需要の拡大と多様化が進み、これに対応するため職員数も増加しています。

■職員数と職員給与費の推移

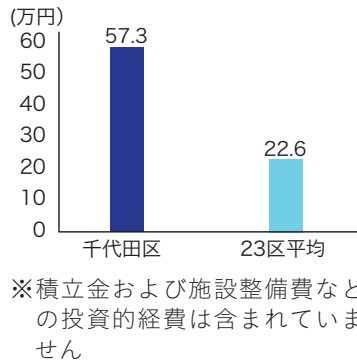


子育て・教育・高齢者施策の充実

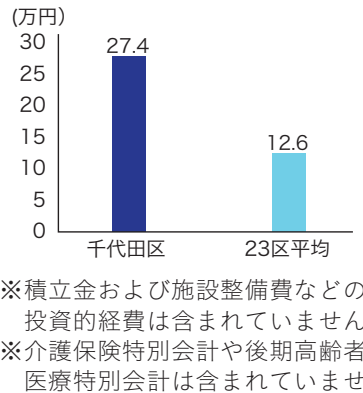
子育て関連施策の予算額(教育に関する経費を除く)は、平成 13 年度と比較し令和 2 年度は 106 億円の増加、子ども 1 人当たり 95 万円の増加となっています。主な要因は、私立保育所や私立学童クラブへの補助の増加によるものです。また、児童・生徒 1 人当たりの小中学校費の平成 30 年度決算額も、23 区平均と比較し約 3 倍となる 57.3 万円となっています。高齢者 1 人当たりの老人福祉費についても、23 区平均と比較して、約 2 倍となる 27.4 万円となっています。



■児童・生徒 1 人当たりの小中学校費
決算額(平成 30 年度決算)



■高齢者 1 人当たりの老人福祉費
決算額(平成 30 年度決算)

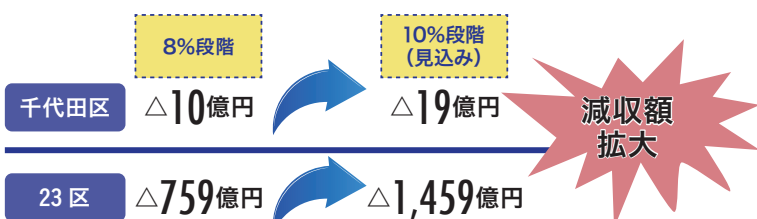


不合理な税制改正等による区への影響

国は、「日本全体が人口減少局面にあり、東京一極集中の傾向が加速している」として「地方創生」を実現するという名のもと、特別区の貴重な税源を一方的に奪っています。

23 区においては、消費税率が 10% になり、東京都と 23 区および 23 区間の財政調整(特別区交付金)の財源となっている法人住民税の国税化が拡大しています。この結果、千代田区だけで年間 19 億円、23 区全体で 1,459 億円の減収が見込まれています。

■法人住民税国税化の影響額



※特別区長会事務局の試算をもとに千代田区および 23 区の影響額を算出しています

財政運営上の効率化の取り組み

これまで区は、質の高い行政サービスを、継続的かつ安定的に提供していくために、総人件費の削減をはじめとする厳しい内部努力に取り組んできました。そして、これにより生み出した財源を重点施策に効果的に配分してきました。今後も不断の努力を続け、できる限り次世代に負担を残さない財政運営に取り組めます。

区民歯科健診・区民健診(検診)延期のお知らせ

区民歯科健診および区民健診(検診)は、それぞれ6月1日(月)、6月15日(月)からの実施を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、開始時期を延期することとなりました。

開始時期が決まりました区のHPや広報千代田などでお知らせします。
ご理解・ご協力をお願いします。

問合せ 健康推進課健康推進係 ☎5211-8171



特別定額給付金のお知らせ



「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、特別定額給付金事業(1人につき10万円の給付)が実施されることとなりました。

区では、各世帯主宛てに申請書などのご案内をすでに発送しています。

申請期限は8月26日(水)となっています。受付期間を過ぎますと給付金をお支払いできませんので、必ず期間内に申請をお願いします。

申請方法など不明な点がございましたら、千代田区特別定額給付金コールセン

ターまでお問い合わせください。

対象者 令和2年4月27日(基準日)において、住民基本台帳に記録されている方

申請・受給権者 給付対象者の属する世帯の世帯主

給付額 1人につき10万円

申請方法と給付方法 感染拡大防止のため、給付金の申請は①郵送申請方式または②オンライン申請方式となります。

また、給付は原則として申請・受給権者の本人名義の銀行口座への振り込みにより行います。

① 郵送申請方式

区から申請・受給権者宛てに発送した申請書に記入例を参照のうえ、必要事項を記入、押印し、同封の返信用封筒で返送してください。申請書には振込口座の確認書類と本人確認書類の写しを添付する必要があるります。

② オンライン申請方式

「マイナポータル」にアクセスし、必要事項(住所や給付対象者、振込先口座など)を入力したうえで、振込先口座の確認書類をアップロードして申請します。電子署名により本人確認を行うため、本人確認書類の添付は不要です。

※オンライン申請を行うことができるのは、マイナバーカードを所有する世帯主のみです

※有効な電子証明書が搭載されたマイナバーカードをお持ちで、署名用電子証明書英数字6文字以上16文字以下の暗証番号を正しく入力する必要があります

申請期限 ① 郵送申請方式 8月26日(水) (消印有効) ② オンライン申請方式 8月26日(水) 23時59分まで

問合せ 千代田区特別定額給付金コールセンター ☎5211-4300(平日9時～17時)

年金受給者が亡くなったときは 未支給年金の請求を

年金は亡くなった日の属する月まで支払われます。年金受給者が亡くなって、未支給の年金がある場合は「未支給年金・保険給付請求書」を提出してください。

また、受給資格を満たし手続きをすれば年金を受けられる人が、手続きをしないで死亡した場合、遺族が年金請求と未支給請求を同時に行い、未支給年金を受けることとなります。

未支給の年金を請求できる遺族の範囲 年金受給者の死亡当時生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、それ以外の3親等内の親族(おい、めい、おじ、おば、子の配偶者など)

提出先 請求する遺族の住所を管轄する年金事務所

問合せ 千代田年金事務所 ☎3265-4381

第70回「社会を明るくする運動」に係る諸行事の中止

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、7月から予定していた「社会を明るくする運動」に係る諸行事を中止します。

中止となる主な行事 駅頭広報活動、街頭パレード(靖国通り、麹町大通り)、ミニ集会など

問合せ 福祉総務課厚生係 ☎5211-4211

民間事業者が国民年金保険料の納付案内をしています

日本年金機構は、国民年金保険料が未納の方に対する納付案内(電話、文書、戸別訪問)と収納業務を民間事業者に委託しています。

事業者名 アイヴィジット

■振り込め詐欺などに注意を

事業者は、顔写真入りの身分証明書を必ず携帯しています。また、日本年金機構が発行した納付書を使い、金融機関などでお支払いいただくように案内しています。このため、その場で

手数料を要求したり、年金手帳や通帳などを預かったりすることはありません。銀行口座を指定してATMによる振り込みを求めることはありません。

問合せ 千代田年金事務所 ☎3265-4381



区政インフォメーション

City Information

令和2年度国民健康保険料決定通知書と納付書を送ります

令和2年度の国民健康保険料決定通知書と納付書(1年間分)を6月16日(火)に送ります。

現在、国民健康保険の資格が無い方でも、4月・5月に加わっていた場合は、その月の保険料を納める必要があります。

保険料の計算方法、納付方法は、決定通知書に同封している「国保だより」をご覧ください。

■保険料の軽減措置 ①所得が一定基準以下の世帯は、保険料の均等割額が軽減されます(軽減を受けるために

納付を忘れずに 特別区民税・都民税(第1期分)

納付を忘れずに

納税通知書(普通徴収分)を6月9日(火)に送付します。

令和2年度の税額は令和元年中の所得金額を基準に計算しています。

第1期分納期 6月30日(火)

納付方法 納税通知書に同封の案内または区のHP参照

その他 非課税の方には納税通知書は送付していません。住

新型コロナウイルスの影響で納税が困難な方へ徴収猶予制度

新型コロナウイルスの影響で収入が減少し、納付が困難な方に対して、徴収猶予の制度があります。申請方法など詳しくは、問合せ先にご相談ください。

対象税目 全ての地方税(自動車税環境性能割、狩猟税などを除く)

猶予期間 1年間

延滞金 全額免除

担保 不要

問合せ 都税に関すること ☎

は、所得の申告(確定申告など)が必要。

②解雇・雇止めなど非自発的失業者が国民健康保険に加入した場合、申請により保険料が軽減されます。

■保険料の減免制度

新型コロナウイルスの影響で納付が困難な方に対して、減免の制度があります。申請方法など詳しくは、「国保だより」をご覧ください。

問合せ 保険年金課国民健康保険係 ☎5211-4204

民税の証明書を6月9日(火)から発行します。

※特別徴収のみの方は5月14日(木)から発行/コンビニでの発行は6月17日(水)から可

問合せ 課税に関すること ☎

税務課課税係 ☎5211-4192、納税に関すること ☎税務課納税促進係 ☎5211-4193

千代田都税事務所徴収課 ☎3252-17155、区税に関すること ☎(区)税務課特別整理係 ☎5211-4194



令和2年第1回

区議会臨時会の報告

令和2年第1回区議会臨時会を、5月7日に開催しました。

この臨時会では、区長提出議案1件、議員提出議案1件が審議され、報告が3件ありました。詳しくは「ちよだ区議会だより」や区議会のHP(<https://gikai-chiyoda-tokyo.jp>)をご覧ください。

問合せ 総務課文書係 ☎5211-4138 区議会事務局 ☎5211-4297

区長提出議案など

■議案

▶令和2年度千代田区一般会計補正予算第1号(可決)

■報告

- ▶損害賠償請求事件に関し専決処分により和解した件について
- ▶九段坂公園改修工事請負契約の一部を専決処分により変更した件について
- ▶国指定史跡常盤橋門跡常盤橋復旧工事Ⅱ期請負契約の一部を専決処分により変更した件について

議員提出議案

- ▶新型コロナウイルス感染症が拡大するなか、医療従事者を始めとする社会を支えるために必要不可欠な仕事を担う人々に対し、敬意と感謝の意を表する決議(可決)

都市マスコラム

地域別まちづくりの紹介

第4回 神田公園地域のまちづくり

■**まちづくりの系譜** 江戸時代、地域の西半分には大名屋敷や武家屋敷などの武家地が、東半分には高密度な町地が広がっていました。明治期、神田錦町・小川町付近は多くの教育施設が立地し学校のまちに、町地だった場所は住商混在の活気ある下町型のまちとして発展しました。関東大震災で地域の大部分が焼失しましたが、震災後の復興区画整理事業による靖国通りや本郷通りの整備で、現代の地域の骨格を形成。第二次世界大戦後でも市街地の大部分が焼失しましたが、その後の地下鉄網の整備により交通の利便性が向上し、大手町に隣接していることから、区内でも特に業務地化が進行しました。

■**地域の特徴** 出世不動尊や佐竹稲荷神社などに残っている歴史、神田駅周辺の商店街、スポーツ用品店街の形成など、昔ながらの下町らしさと新しい文化の双方を感じられるまちとなっています。

■**これからのまちづくり** 江戸から続く下町の風情や商店街のにぎわいを生かしながら、秋葉原や大手町、日本橋とつながる味わいのあるまちを目指すことが求められています。

次回(広報千代田6月20日号)は、「万世橋地域」を紹介します。

問合せ 景観・都市計画課都市計画係☎5211-3612

※本コラムは、平成10年3月に描いたまちづくりビジョン「千代田区都市計画マスタープラン」のリニューアルを多くの皆さんと一緒に考え、よりよい計画へと改定するために掲載しています。
※千代田区都市計画マスタープラン改定の進捗状況をフェイスブックでお伝えしています(検索サイトで「千代田区 都市マス FB」で検索／右の二次元コードからアクセス可)



▲西口商店街



▲竜閑さくら橋



新たな景観条例・景観計画がスタート！
～景観指導の「手続き、基準」などが変わります～

区は、国の景観法に先駆け、平成10年に「景観まちづくり条例」を制定し、独自に景観行政に取り組んできました。

昨年、景観法に基づく「景観行政団体」となったことから、これまでの取り組みの進化を目指し、令和2年3月「景観まちづくり計画」を策定しました。併せて、「景観まちづくり条例」を全面改正し、7月1日から計画と条例の運用を開始します。これにより建築などに関する届け出の手続きなどが変わります。

新たな計画の内容や手続きの変更点など詳しくは、区のHPをご確認ください。

計画のポイント

①建築に係る届け出などの手続きが一本化

計画適用後は、新築などに係る景観法に基づく届け出と、千代田区景観まちづくり条例に基づく届け出が一本化されます。

②地区区分と協議・届け出対象規模の変更

これまで旧美観地区とその他の地区に2分されていたものを、地域の景観特性を踏まえた景観形成を展開していくために、3つの地域と3つの重点地区に区分し、それぞれに方針と基準を定めてきめ細かい景観まちづくりを進めます。

③景観形成の取り組みを強化

・事前協議を条例上に定め、公平性を高めます。

・色彩基準を明確化し、地域や建築物の部分に応じたきめ細やかな基準を設定します。

・一般的な広告物の指導方針を追加するとともに、デジタルサイネージなどの新たな方式の広告物についての方針を定めます。

問合せ 景観・都市計画課景観指導係☎5211-3639

「介護保険利用者負担額軽減制度」のお知らせ

所得の低い方も安心して介護保険のサービスを利用できるように、利用者負担額の各種軽減制度があります＝下表。制度の利用には、事前の申請が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

問合せ 高齢介護課介護事業指定係(区役所3階)☎5211-4336

	1居宅サービスなどの利用者負担額軽減 【区独自制度】	2社会福祉法人などによる利用者負担額軽減	3特定入所者介護サービス費(食費・居住費)軽減 (介護保険負担限度額認定)
対象サービス	介護保険居宅サービス(介護予防を含む) および介護予防・生活支援サービス事業 (例) 訪問介護、訪問入浴介護、通所介護(デイサービス)、福祉用具貸与、住宅改修費、予防訪問サービス、予防通所サービスなど	軽減事業の実施を東京都に申し出た社会福祉法人などが提供する次のサービス ①指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の施設サービス ②指定地域密着型介護老人福祉施設(小規模特別養護老人ホーム)の施設サービス	次の介護保険施設利用時の食費・居住費(滞在費) ①介護保険施設サービス ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ・介護老人保健施設・介護医療院 ・介護療養型医療施設 ②短期入所生活介護(ショートステイ)
対象者の要件	次のすべてに該当する方 ①世帯全員の住民税が非課税 ※未申告の方は申告が必要 ②年間収入(仕送りや年金・非課税収入などを含む)が単身世帯で150万円(世帯員1名増すごとに50万円を加算した額)以下 ③預貯金などの額が単身世帯で350万円(世帯員1名増すごとに100万円を加算した額)以下 ④日常生活のために必要な資産以外の資産が無い ⑤負担能力のある親族などに扶養されていない ⑥介護保険料を滞納していない ※2は、生活保護受給者も対象		次のすべてに該当する方 ①世帯全員の住民税が非課税である(世帯を分離している配偶者を含む) ※未申告の方は申告が必要 ②現金・預貯金・有価証券他、これらに類する資産の額が、1,000万円以下である(夫婦で2,000万円以下)
軽減内容	サービス利用料(10%の自己負担分)を3%に軽減 ※高額介護(予防)サービス費または高額総合事業サービス費の支給を受けた場合は、その額を差し引いた額となる	サービス利用料(10%の自己負担分)、食費および居住費(滞在費)の合計額の25%を軽減(老齢福祉年金受給者は50%) ※食費および居住費(滞在費)の軽減は、特定入所者介護(予防)サービス費の支給対象者である場合に限る(利用者負担段階により軽減内容が異なる) ※生活保護受給者は、個室の居住費に係る利用者負担額の全額の軽減あり	特別養護老人ホーム入所者または短期入所生活介護利用者が「従来型個室」を利用した場合 ・負担限度額(日額／参考例) 第1段階の方＝食費300円、居住費320円 第2段階の方＝食費390円、居住費420円 第3段階の方＝食費650円、居住費820円 ・標準的な利用料の目安(日額) 食費1,392円、居住費1,171円

6月は、固定資産税・都市計画税
第1期分の納期です(23区内)

①**今年度の納税通知書を6月1日(月)に発送しました**

納付方法 第1期分の納期限は6月30日(火)です。金融機関・郵便局・都税事務所などの窓口や指定のコンビニエンスストアで納付してください。なお、クレジットカードやスマートフォン決済アプリ、口座振替、金融機関・郵便局のペイジー対応のATM、インターネットバンキングでも納付できます。

②**安心便利な口座振替をご利用ください**

口座振替の申し込みは「都税 Web 口座振替申込受付サービス」が便利です。

詳しくは、(都)主税局専用サイトでご確認ください(右上の二次元コードからアクセス可)。ダウンロード専用

依頼書やハガキ式依頼書でも申し込み可能です。

問①千代田都税事務所

☎3252-7141

②(都)主税局納税推進課

☎3252-0955



AIチャットボットによる都税
お問い合わせサービスを開始

(都)主税局では令和2年4月から、AIチャットボットを利用した都税お問い合わせサービスを行っております。24時間365日、パソコンやスマートフォンから都税に関する一般的なお問い合わせがチャット(会話)形式で誰でも簡単にできます。

(都)主税局HP(<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp>)より利用可能ですので、ぜひお気軽にご利用ください。

問(都)主税局総務課

☎5388-2925

都営住宅の入居者募集

募集する住宅 世帯向け(一般募集住宅)、若年夫婦・子育て世帯向け(定期使用住宅)、居室内で病死などがあった住宅など

※申し込みの区分や条件など詳しくは、募集案内参照

募集案内の配布期間 6月8日(月)～23日(火)

募集案内の配布場所 情報コーナー(区役所2階)、住宅課(区役所5階)、出張所

問6月26日(金)(必着)までに所定の申込書・封筒(募集案内に添付)で郵送

問(都)住宅供給公社都営住宅募集センター(土曜・日曜・祝日を除く)

☎0570-010-810(6月8日(月)～26日(金))、☎3498-8894(その他の期間)

令和2年度税務職員募集

受験資格 令和3年3月までに高等学校または中等教育学校を卒業する見込みの者および令和2年4月1日において高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者など

問6月22日(月)9時～7月1日(水)(受信有効)に人事院の申し込み専用アドレス(<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>)から申し込み

受験案内交付場所 東京国税局(中央区築地5-3-1)、各税務署、人事院各地方事務局(所)

※人事院のHP(<https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.html>)/下の二次元コードからアクセス可)

問麹町税務署総務課

☎3221-6011



夏間近 熱中症にご注意

ここ数年、全国的に猛暑が続き、熱中症で多くの方が緊急搬送されています。熱中症は蒸し暑い梅雨の時期から多発し、特に梅雨明け直後や外出自粛などで暑さに慣れていないとき、新型コロナウイルス感染症対策のため、暑い中でマスクを着用する時などは注意が必要です。

☎健康推進課保健相談係 ☎5211-8175

■熱中症とは

高温環境下や運動時など、体が大量に熱を出すと、体温調節機能が低下し、体温が著しく上昇してしまうこと

■熱中症をおこしやすいのは

- ・高齢者や小さい子ども
- ・暑さに慣れていない人
- ・普段運動をしていない人
- ・体調が悪い人や病気にかかっている人

■高齢者や子ども、マスク着用時は特に注意を

高齢者や子どもは、暑さやのどの渇きを感じにくく、熱中症になりやすいのが特徴です。周囲の方は、水分をこまめにとっているかなど、十分な目配りをお願いします。短時間でも車内に子どもだけを置いて離れることは絶対にやめてください。

また、マスクを着用すると、体内に熱がこもりやすくなるとともに、のどの渇きを感じにくくなります。例年以上に水分を補給するよう心がけましょう。

■こんなときは注意が必要

- ・気温や湿度が高い
- ・風が弱い
- ・日ざしが強い
- ・急に暑くなった日
- ・アスファルトの照り返しや熱を発生するものの近く

暑い中でのマスク着用で…

体内に熱がこもりやすくなる

喉の渇きを感じづらくなる

➡

熱中症予防策

例年以上の水分補給を

涼しいうちに運動し、発汗の「練習」

■熱中症の予防法

服装の工夫	暑さを避ける
通気性の良い服を着て、外出時には帽子や日傘を着用しましょう。	炎天下や暑い場所での長時間の作業や運動は避けてください。
部屋を快適に	こまめな水分補給
室内でも、エアコンや扇風機を活用し、高温多湿を避けてください。	のどが渇いていなくても、水分や塩分をこまめに補給しましょう。

■主な症状と対処法

症状	対処法
軽度 めまい 立ちくらみ こむら返り 大量の汗	・涼しい場所へ移動する ・衣服をゆるめる ・脇の下、足の付け根を氷水などで冷やす ・水分、塩分を補給する
中度 頭痛 吐き気 全身のだるさ	軽度な場合の応急処置をしても回復しない、自力で水分がとれない場合は、急いで病院に行きましょう。 困ったときは、救急相談センター（☎#7119）へ
重度 高熱 意識がない けいれん	すぐに救急車を呼んでください

■区の職員や看護師が高齢者のお宅を訪問

区は、熱中症のリスクが高い高齢者のお宅を戸別訪問し、保健師や看護師、出張所の職員などが、熱中症の予防法や対処法をアドバイスします。状況に応じて、電話や訪問により見守りを継続します。

※訪問の際は、身分証明書を携帯します。

☒介護保険サービスを利用していない85歳以上の高齢者のみの世帯（ひとり暮らしを含む）

※対象外でも不安のある方は、お問い合わせください

☎地域保健課健康企画係 ☎5211-8163

■熱中症の危険をメールでお知らせ

熱中症を発症する危険が高いときに、安全・安心メールでお知らせします。希望者は、パソコン・携帯電話から次のメールアドレスに空メールを送り登録してください。

✉p-anzen@bousai.city.chiyoda.lg.jp

☎災害対策・危機管理課 ☎5211-4187

手を洗いましょう！

正しい手洗いの方法(ポイント)

(1) 時計や指輪などは外す

時計や指輪にウイルスや細菌が付着していることがあります。洗えるものは洗うことでウイルスや細菌を除去することができます。



(2) 洗い残しやすい部分もよく洗う

手を軽く水洗いした後、石けんをつけます。手の甲や指の間、爪の間は洗い残しが起きやすい部分です。手のひらをこするだけでなく、指の間や手の甲も忘れずに洗いましょう。



(3) 手首まで洗う

手首にも、細菌やウイルスが付着していることがあります。忘れずに洗いましょう。



(4) 十分な水で石けんを洗い流す

手についた石けんを洗い流すことで、手に付着したウイルスや細菌を物理的に除去できます。

手洗いは、食中毒や感染症対策の基本的な予防手段です。手洗いのポイントをおさえ、効果的な手洗いを行い、食中毒や感染症を予防しましょう。

(5) 2回洗う

2回手を洗うことで、より効果が得られます。

(6) 手洗い後に清潔なタオルやペーパータオルで手を拭く

タオルの使い回しなどで感染が広がる恐れがあります。

(7) 消毒用アルコールなど使う

手洗い後に、良く手を拭いてから、消毒用アルコールを手指にすりこむと、より手洗いの効果を高めることができます（ノロウイルスなど一部ウイルスはアルコールの効果はあまり無いと言われています）。

新型コロナウイルス感染症対策としても手洗いは推奨されています。石けんや消毒用アルコールを使い、効果的な手洗いを行いましょう。



☎生活衛生課麹町地域食品衛生係 ☎5211-8168、
神田地域食品衛生係 ☎5211-8169

新型コロナウイルス感染症の相談窓口

■電話相談窓口(コールセンター)

- ・(区) ☎5211-4111(平日日中) ・(都) ☎0570-550571(多言語・ナビダイヤル／毎日9時～21時) FAX5388-1396(聴覚障害がある方など)
- ・(厚生労働省) ☎0120-565653(毎日9時～21時) FAX3595-2756

■新型コロナ受診相談窓口(帰国者・接触者電話相談センター)

平日日中＝☎5211-8175、夜間・土曜・日曜・祝日＝☎5320-4592
※本情報は5月26日現在のものとなります。最新情報は、区のホームページをご確認ください

喫煙は新型コロナウイルス感染症の重症化リスクを約3倍にします

喫煙者が新型コロナウイルスに感染すると、人工呼吸器の装着や死亡などの重症化リスクが非喫煙者に比べ約3倍になるといわれています。

区内の禁煙支援薬局において、薬剤師による無料の禁煙相談を実施していますので、是非、禁煙にチャレンジしてみましょう(全21か所／一覧は区のホームページに掲載(右の二次元コードからアクセス可))。

☎健康推進課健康推進係 ☎5211-8171

